

7 舗装復旧工事の施工方法

(1) 復旧範囲

- 1 復旧幅は、原則として、たわみ性舗装については路盤厚の1.0倍、剛性舗装については、路盤厚の1.4倍を掘削幅に加えたものとし、別記1の記載図面のとおりとする（復旧範囲は表層とする。）。ただし、掘削跡の道路復旧が、掘削工事施工前の状況に復する範囲を対象とするもので、掘削により舗装体が切断され、路面荷重に耐えられないことにより、舗装破壊の原因となると道路管理者が認めた場合は又はその区域外においても、その工事に起因して舗装に影響があると道路管理者が認めた場合は、道路管理者の指示する範囲（別図1及び2参照）及び下記によるものとする。
 - (ア) 表層・基層に係る復旧範囲は、原則として、全幅もしくは半幅とする。ただし、車線の区分があるときは、当該車線とする。
 - (イ) 一の車線を越えるときは、道路構造への影響等を考慮し、範囲を決定することとする。なお範囲を決定する場合は、過大なものとならないように配慮しなければならない。
 - (ウ) 歩道の表層については、原則として、全幅員を復旧範囲とする。
 - (エ) 車道は、掘削部分の両端部等すべての方向の1mの範囲は影響範囲とし、復旧範囲とする。ただし、それによらない場合は、別途道路管理者の指示するものとする。
 - (オ) 車道の掘削部分の両端部横断方向については、60度の角度をつけ、斜めに切り舗装復旧するものとする。
 - (カ) 歩道は、掘削部分の両端部等すべての方向の0.2mの範囲は影響範囲とし、復旧範囲とする。ただし、車道出入口部については、0.5mの範囲を復旧範囲とする。掘削深が1mを超える場合には、道路管理者の指示により復旧範囲を求めるものとする。
 - (キ) 広幅員の歩道（概ね3.5m以上）については、掘削部分からすべての方向に0.2mの範囲に復旧範囲をとった後に、歩道端等まで0.6m以上あれば、道路管理者の指示により、歩道全面を復旧範囲としないこともできることとする。
- 2 1の規定に係わらず、次に示す各条件を満たし、かつ、道路管理者が認めた場合、掘削幅内を復旧範囲とし、路盤先行をすることができるものとする。
 - (ア) 車道部で、かつ、アスファルトコンクリート舗装であること。
 - (イ) 大型車の交通量が、一日一方向あたり三千台以上の路線以外（設計構造【D】）であること。
 - (ウ) 転圧は、機械施工が可能で、「土木共通仕様書」「施工管理基準」の締め固め度が得られること。
 - (エ) 周辺の舗装状況が良好であること。
 - (オ) その他道路管理者が指示した条件を満たしていること。

(2) 競合工事における復旧範囲

複数の企業等が競合して工事を施工するときは、舗装復旧の施工方法及び仮復旧の管理等について、道路管理者に届け出てその指示を受けるものとする。

注1 「たわみ性舗装」とは、表層・基層及び路盤からなり、表層にアスファルトコンクリートを使用し、基層路盤にアスファルト系又はセメント処理を施したものをいう。

注2 「剛性舗装」とは、表層及び路盤からなり、セメントコンクリート舗装及び剛式アスファルトコンクリート舗装（ホワイトベース上にアスファルトコンクリート表層のあるもの）したものをいう。

別図1 舗装復旧の範囲の例(車道)

(1)縦断占用および小穴

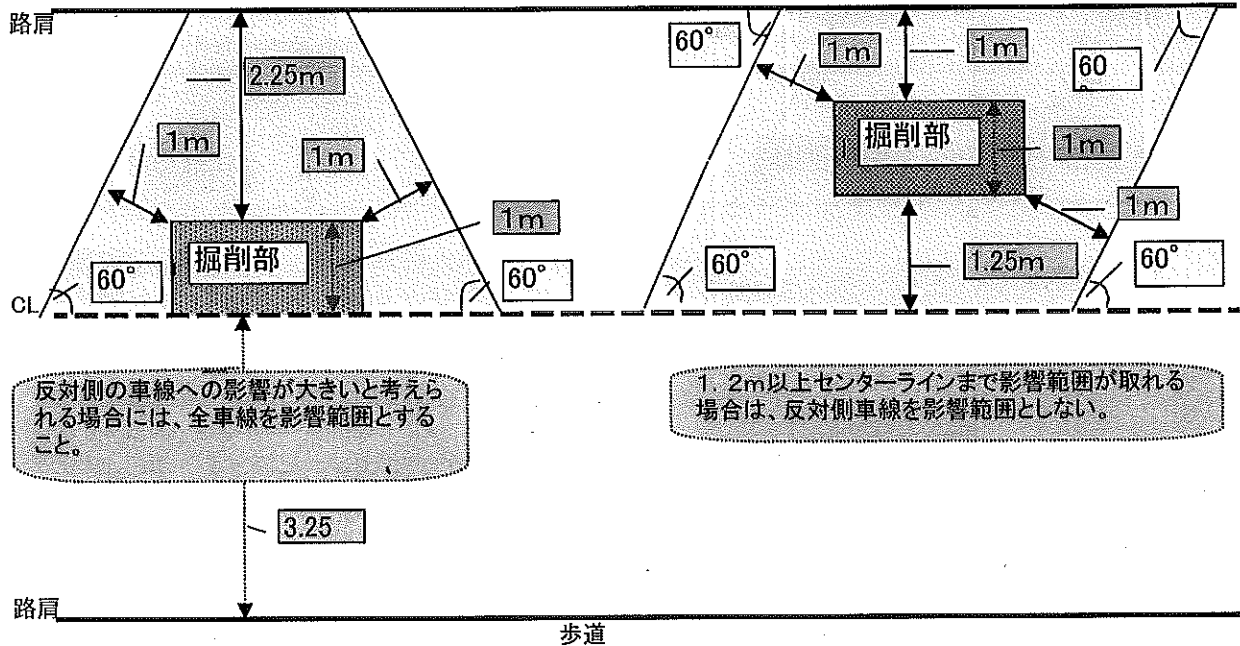
(例1)片側3.25mの車道(CL有り)

①センターライン付近掘削の場合

歩道

②車道中央部掘削

※片側全面を影響範囲とする



反対側の車線への影響が大きいと考えられる場合には、全車線を影響範囲とすること。

1.2m以上センターラインまで影響範囲が取れる場合は、反対側車線を影響範囲としない。

※上記の影響範囲をとった後、1.2m以内に舗装の継ぎ目がある場合は、その部分も影響範囲とする。

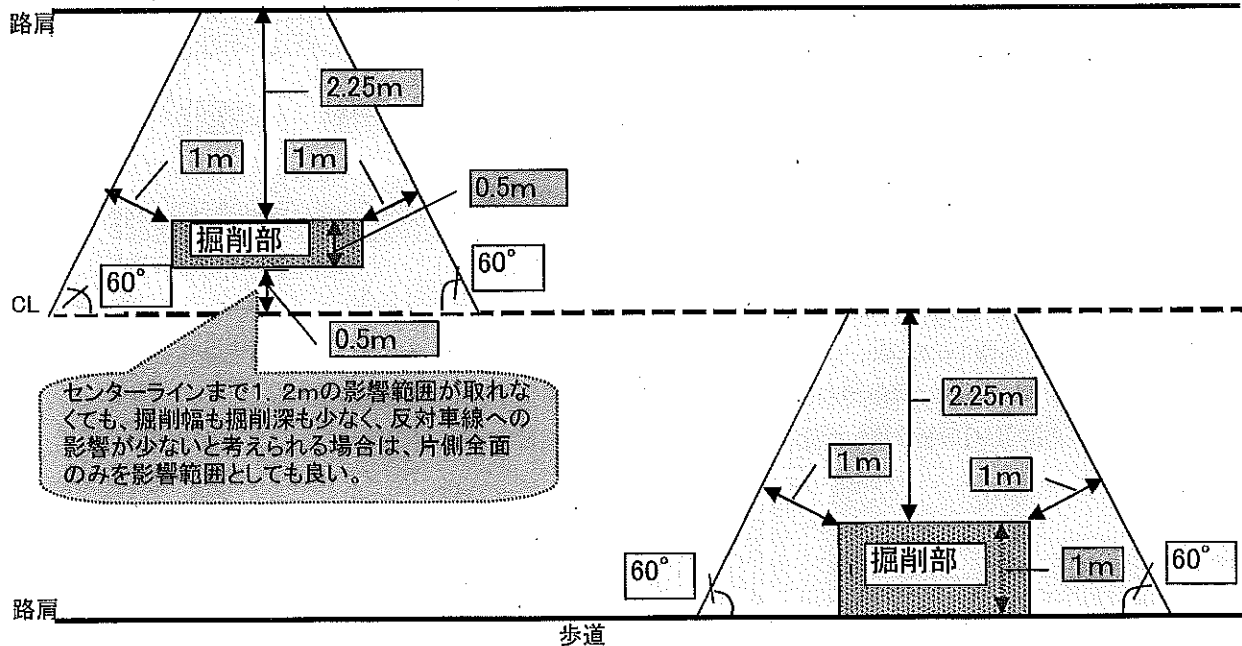
※設計構造【A】【B】の箇所は、上記の基準によらず、過大な復旧にならない範囲とすることを原則とする。

③センターライン付近掘削の場合で掘削幅が少ないもの

歩道

④路肩付近掘削の場合

※片側全面を影響範囲とする



センターラインまで1.2mの影響範囲が取れなくても、掘削幅も掘削深も少なく、反対車線への影響が少ないと考えられる場合は、片側全面のみを影響範囲としても良い。

※上記の影響範囲をとった後、1.2m以内に舗装の継ぎ目がある場合は、その部分も影響範囲とする。

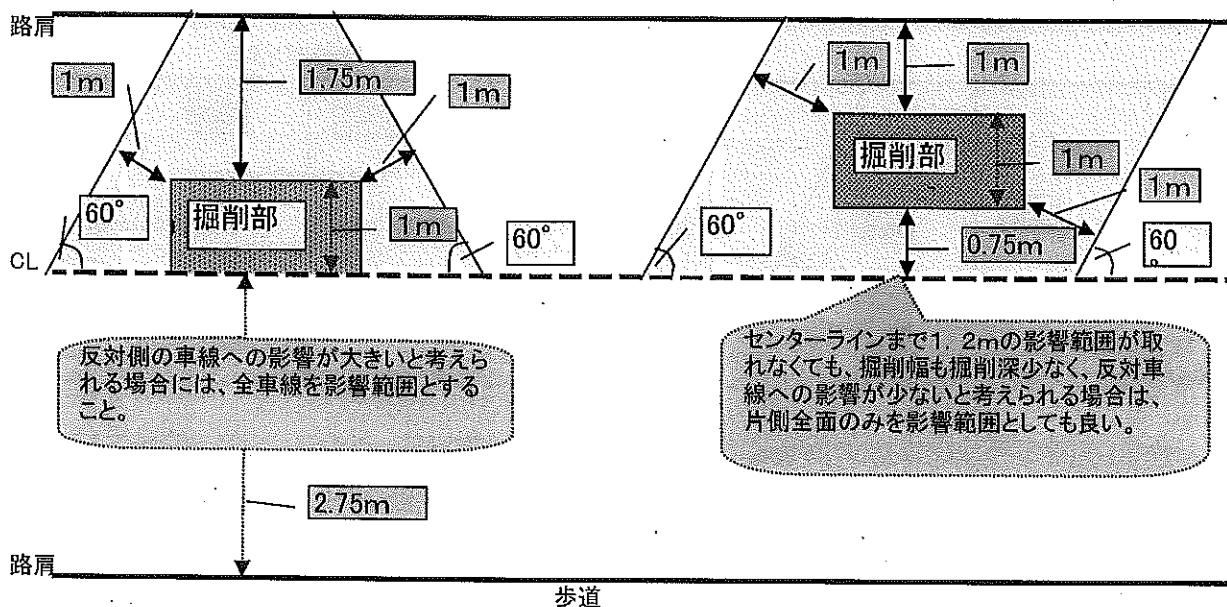
※設計構造【A】【B】の箇所は、上記の基準によらず、過大な復旧にならない範囲とすることを原則とする。

(例2)片側2.75mの車道(CL有り)

①センターライン付近掘削の場合

歩道

②車道中央部掘削の場合



※上記の影響範囲をとった後、1.2m以内に舗装の継ぎ目がある場合は、その部分も影響範囲とする。

※中心線の無い道路は、両端部に1mの影響範囲をとり、全幅員の全面復旧を原則とする。

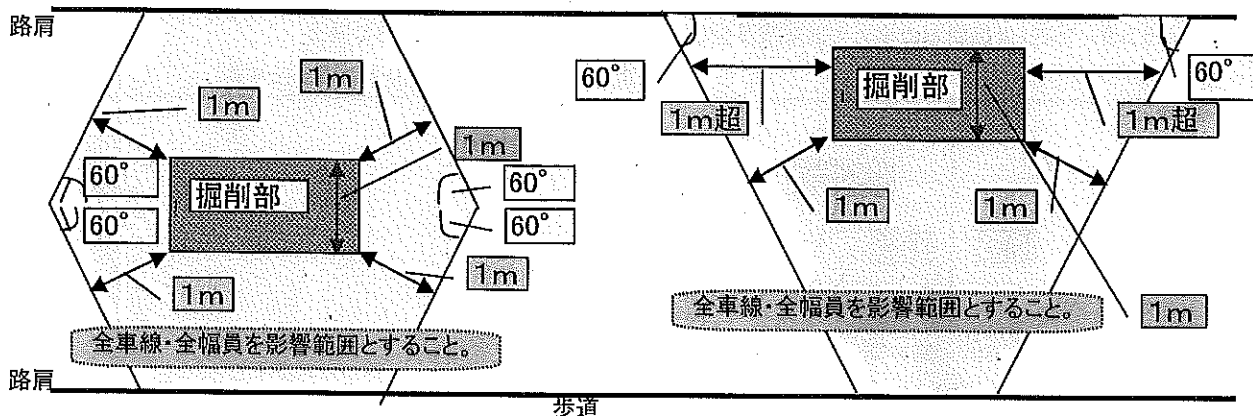
※設計構造【A】【B】の箇所は、上記の基準によらず、過大な復旧にならない範囲とすることを原則とする。

(例3)全幅員5.5mの車道(CL無し)

①センターライン付近掘削の場合

歩道

②路肩付近掘削の場合



※上記の影響範囲をとった後、1.2m以内に舗装の継ぎ目がある場合は、その部分も影響範囲とする。

※中心線の無い道路は、両端部に1mの影響範囲をとり、全幅員の全面復旧を原則とする。

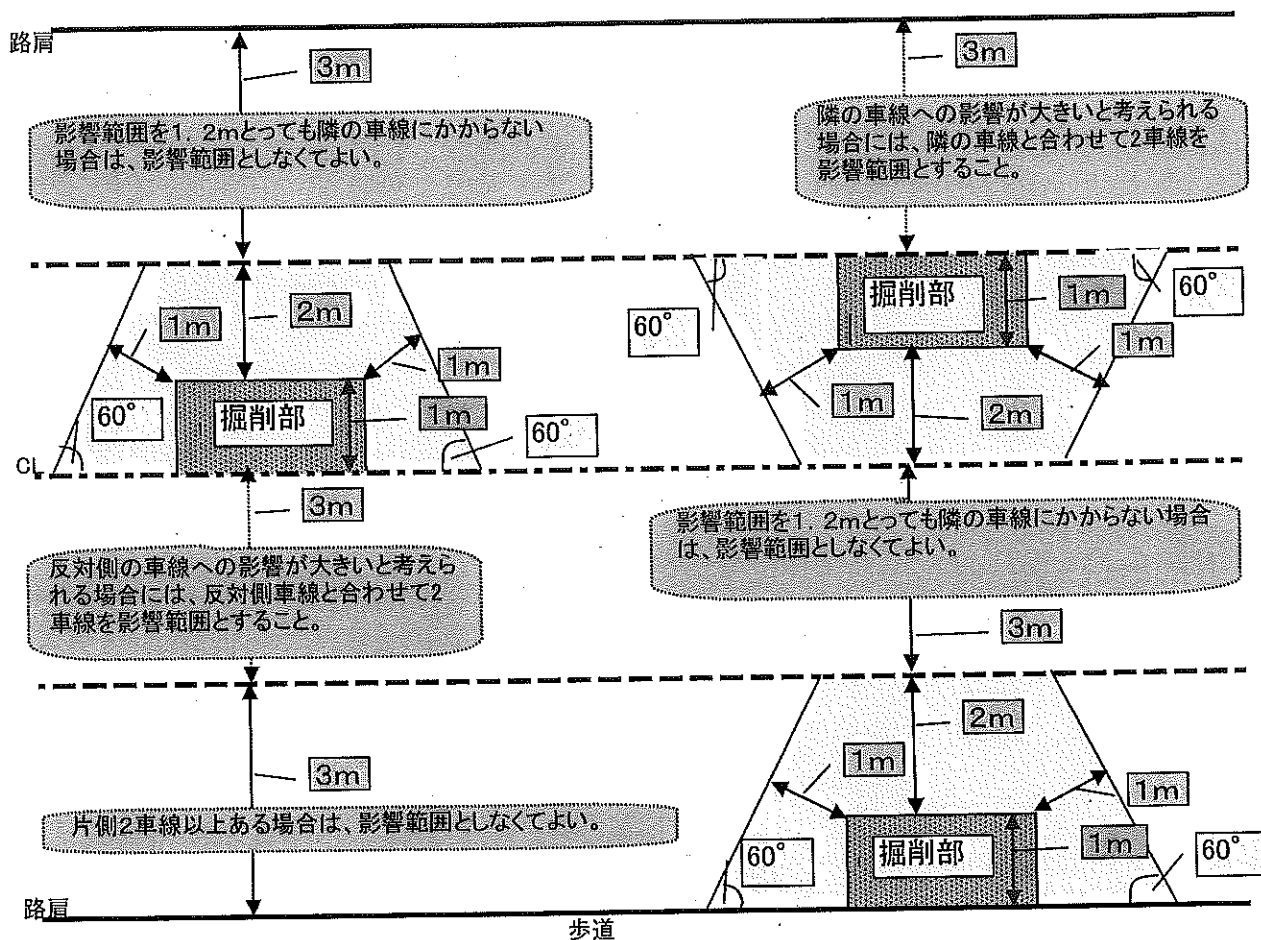
※設計構造【A】【B】の箇所は、上記の基準によらず、過大な復旧にならない範囲とすることを原則とする。

(例4) 片側3mの2車線計4車線の車道

①センターライン付近掘削の場合

歩道

②車道中央部掘削(上图)、路肩付近掘削(下图)の場合



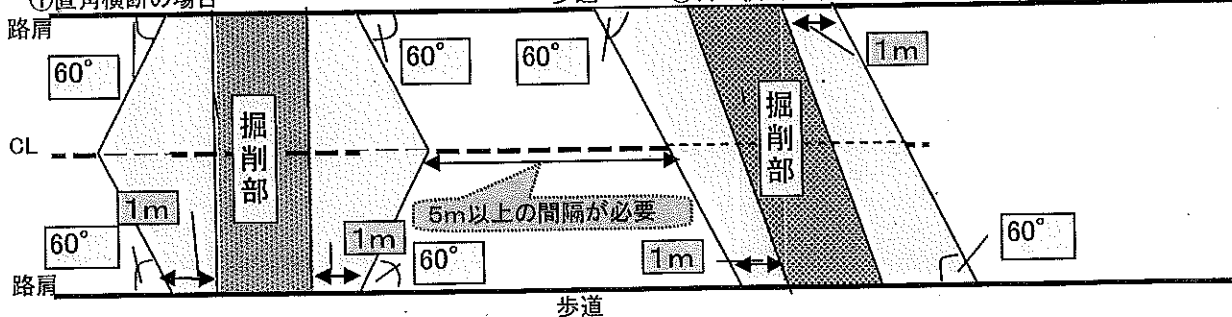
※上記の影響範囲をとった後、1.2m以内に舗装の継ぎ目がある場合は、その部分も影響範囲とする。

(2) 横断占用

①直角横断の場合

歩道

②斜め横断の場合



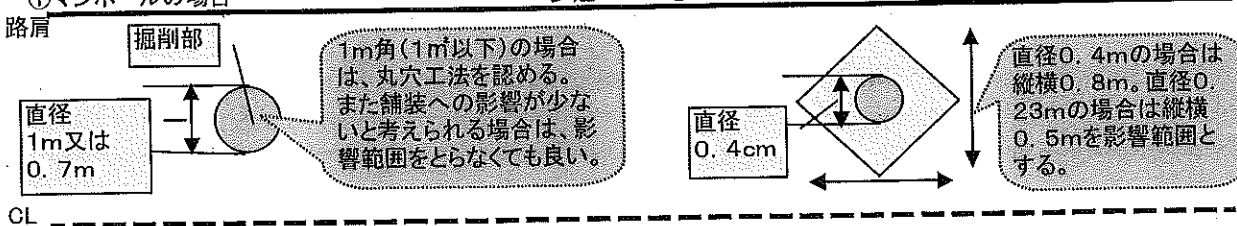
※横断占用が連続する場合、両端部の影響範囲を1mとった後その間隔が5m未満の時は、その部分も影響範囲とする。

(3) マンホール、小穴、電柱等

①マンホールの場合

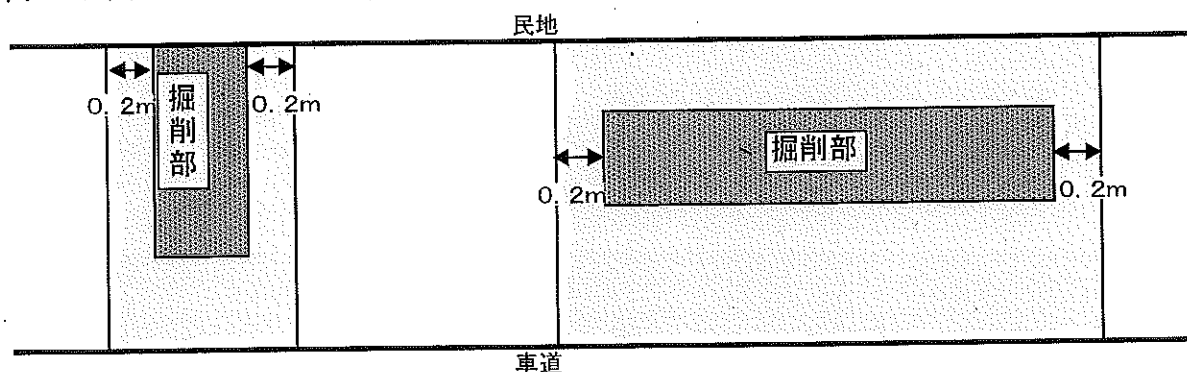
歩道

②小穴の場合(歩道の場合の電柱も同様)



別図2 舗装復旧の範囲の例(歩道)

(1) アスファルトコンクリート舗装の歩道

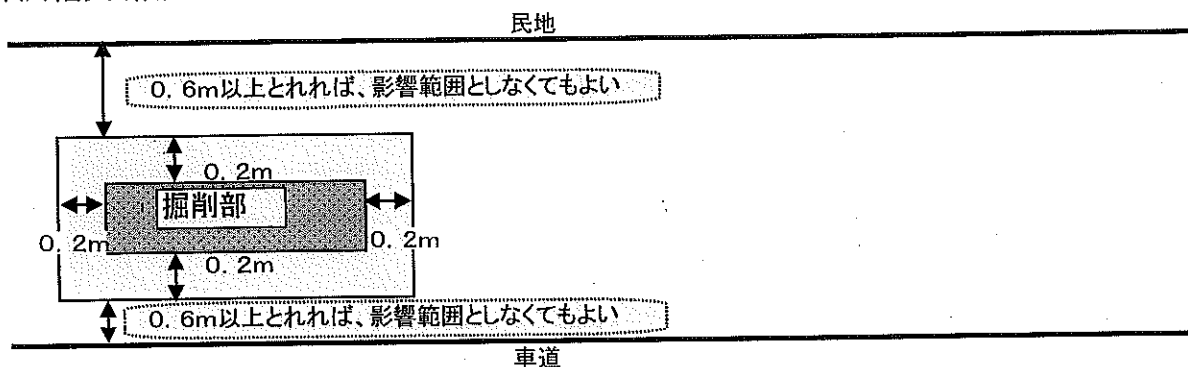


※歩道は原則として全幅員を影響範囲とすること

※車道出入口部については、両端の影響範囲を0.5m以上とること

※掘削深が1mを超える場合は、別途職員の指示により影響範囲を定める

(2) 広幅員(幅員3.5m程度)の歩道の場合の特例

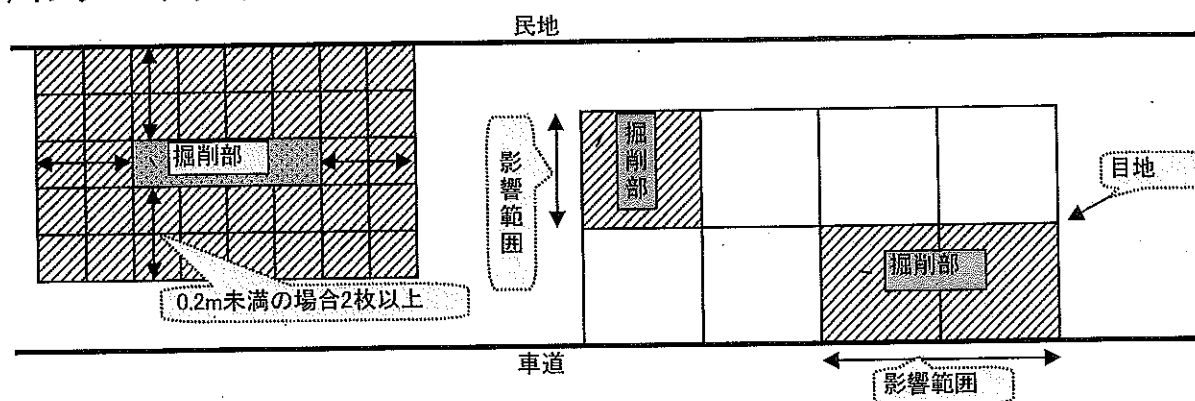


※広幅員歩道は、影響範囲を0.2mをとった後に歩道端まで0.6m以上取れれば、全幅員を影響範囲としなくて良い

※車道出入口部については、両端の影響範囲を0.5m以上とること

※掘削深が1mを超える場合は、別途職員の指示により影響範囲を定める

(3) インターロッキングブロック舗装・平板舗装・コンクリート舗装の歩道



※平板舗装は平板は1枚分(0.3m程度)、コンクリート舗装は目地により区画された1ブロックを影響範囲とする

※インターロッキングブロック舗装は、0.2m以上に相当する枚数を影響範囲とする

※車道出入口部については、両端の影響範囲を0.5m以上とること